

## 北九州広域都市計画地区計画の変更(北九州市決定)

都市計画御開三丁目地区地区計画を次のように変更する。

名 称	御開三丁目地区地区計画	
位 置	北九州市八幡西区御開三丁目地内	
面 積	約1.4ha	
地区計画の目標	<p>当地区は、副都心黒崎地区の北西約3.5kmに位置し、地区の西側には国道199号、南西側には都市計画公園本城公園が整備された地区である。</p> <p>当地区では、住宅地としての宅地開発が計画されていることから、適正な規制及び誘導を行い、良好な居住環境の形成及び保全を図ることを目標とする。</p>	
及 び 保 全 の 整 備 方 針	土地利用の方針	周辺の環境と調和した、ゆとりある低層戸建住宅地としての土地利用を図る。
	建築物等の整備の方針	建築物の用途、敷地規模、壁面の位置等必要な制限を定め、低層住宅地としての良好な住環境の形成を図る。
地区整備計画  建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>建築できる建築物は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 住宅(戸数が3以上の長屋を除く。)</li> <li>2 共同住宅</li> <li>3 住宅で事務所、店舗これらに類する用途を兼ねるものうち、延べ面積の1/2以上を居住の用に供し、かつ、居住の用に供しない部分の床面積の合計が50m<sup>2</sup>以内のもの</li> <li>4 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物</li> <li>5 前各号の建築物に附属するもの</li> </ol>
	建築物の敷地面積の最低限度	190m <sup>2</sup> 。ただし、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地については、この限りでない。
	建築物等の高さの最高限度	地階を除く階数が3までとする。
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1m以上とする。ただし、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分を除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下のもの</li> <li>(2) 物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5m<sup>2</sup>以内のもの</li> <li>(3) 自動車車庫</li> </ol>
	垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面する側に設ける場合は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 生垣</li> <li>(2) 高さ60cm以下の基礎の上に透視可能なネットフェンス等を設けたもの</li> </ol>

「区域は計画図表示のとおり」

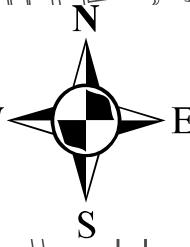
### 理 由

都市計画区域の変更に伴い、「北九州都市計画」を「北九州広域都市計画」に変更するものである。

当初：平成9年3月21日告示 第73号 変更(最終)：平成29年1月24日告示 第29-2号

# 北九州広域都市計画 御開三丁目地区地区計画の変更(北九州市決定)

S = 1/2,500



計画図

